

# 斐伊川渇水調整協議会規約

(名称)

第1条 本会議は、斐伊川渇水調整協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、斐伊川に渇水が生じた場合又は生じる恐れがある場合に関係利水者間の水利使用に関する情報連絡を密に行うと共に、調整を円滑に行い、もって合理的な水利使用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議する。

- (1) 渇水調整の実施及び連絡体制の確立に関すること。
- (2) 渇水時における水利使用の調整の時期及び方法に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関の委員及び幹事をもって組織する。

2. 協議会に会長1名を置き、会長は国土交通省出雲河川事務所長の職にあるものがこれにあたる。
3. 会長は、協議会を代表し会務を掌握する。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が必要と認めた場合、若しくは1名以上の委員の要請があった場合に開催するものとし、会長が招集する。

2. 協議会は、別表に掲げる委員によって構成し、会長はその議長となる。
3. 協議会において必要と認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を要請し、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
3. 幹事会は、別表に掲げる幹事によって構成する。また、委員と幹事を兼務する場合もあるものとする。

4. 幹事会に幹事長を置き、幹事長は国土交通省出雲河川事務所副所長をもってあ  
てる。
5. 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
6. 幹事会において必要と認められる時は、幹事以外の者に幹事会への出席を要請  
し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を行うため、国土交通省出雲河川事務所占用調整課に事務局  
を置く。

2. 事務局の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、この協議会において出席  
委員の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が  
協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年8月21日から施行する。

平成25年 5月21日一部改正。

平成25年 8月 1日一部改正。

平成26年 7月14日一部改正。

平成29年 5月17日一部改正。

平成30年 5月15日一部改正。

平成31年 4月26日一部改正。

令和 4年 7月 8日一部改正。